

決議

8. 円滑な移行を行うため、常設委員会議長であるルイス・ラコス女史(ハンガリー代表)の重要かつ効果的な個人的役割に感謝の意を表し、
9. 1995年1月より7月まで事務局長代行を務めたジェームス・マクエイグ氏の協力支援に特別な感謝の意を表し、
10. マクエイグ氏が事務局長代行として責務を果たす許可を与えたカナダ野生生物局の申し出を感謝を持って認識し、
11. 新事務局長選任に関し、IUCNがたいへん効率よく便宜を計ってくれたことへの感謝をここに記し
12. 新事務局長デルマー・ブラスコ氏を歓迎し、条約発展のための責務遂行に成功することを祈りつつ、その地位をここに承認する。

決議VI. 9 生物多様性条約との協力

1. 決議5. 1として採択された『釧路声明』の中の「ラムサール条約が生物多様性条約と緊密に活動し、湿地の生物多様性保全に主導的な役割を果たすのは自然なことである」という言葉、そして2つの条約の事務局の間で積極的な協力をするよう求めている点を想起し、
2. 湿地の多様性が地球規模の生物学的多様性の重要な要素であることを強調し、
3. 環境関連の条約の業務で協調をすることを促進することで、限られた資源を最大限に有効活用し、業務の重複を避ける必要性を最確認し、
4. 1996年1月19日に署名されたラムサール条約事務局と生物多様性条約事務局の協力のための覚え書きを歓迎し、
5. 湿地及び生物多様性両条約の締約国である国々が、条約の履行と両条約の締約国会議の際の姿勢を調整する傾向が強まりつつあることを賞賛とともにここに記録し、
6. 生物多様性条約の第2回締約国会議の「他の生物多様性関連の条約との協力」に関する決議II / 13が「それらの条約の管理機構および生物学的多様性に関連する国際的な法的機関が各々の次回会議において、当条約の目標・目的の履行のため貢献できる方法を検討する」と呼びかけていることを記録にとどめ、
7. ラムサール条約の1997-2002年戦略計画の行動7. 2. 3が、締約国、ラムサール事務局及びパートナー機関に対し「特に国家生物多様性戦略の中に湿地関連の項目を含めること、そして湿地に関連するプロジェクトの計画と実施について、生物多様性条約との協力・協調を強めること」を求めていることに言及し、
8. 今回の会議の分科会Cでの湿地及び生物多様性両条約の間の協力に関する討議を考慮に入れ、
締約国会議は、
9. ラムサール事務局にその業務計画の中で、生物多様性条約事務局との間で署名された協力のための覚え書きの履行に高い優先順位を与えることを求める。
10. 生物多様性条約の要求事項に応じ国家レベルで策定される計画、プログラムあるいは戦略、そして特別なプロジェクトの中に、湿地の生物多様性についての項目が含まれるよう確保して、生物多様性条約の目標達成に積極的に貢献するよう、各締約国のラムサール条約担当省庁に奨励する。

11. 生物多様性条約の科学上および技術上の助言に関する補助機関(SBSTTA)と情報を交換し、活動の協力協調を図り、常設委員会を通じてそれらの結果について締約国会議に報告することを、ラムサールの科学技術検討委員会(STRP)に求める。
12. 生物多様性条約の目標と目的の履行に対して、ラムサール条約が貢献することを考慮する要請を歓迎する。
13. 2つの条約に対する取り組みの協調を強めることにより、生物多様性条約の地球規模での生物多様性の保全のための幅広い業務の中で湿地分野でラムサールが貢献できるように、締約国に要請する。
14. 1996年11月4日から15日まで開催予定の生物多様性条約第3回締約国会議の議題に、(常設委員会または事務局による)湿地の生物多様性保全のためラムサール条約を施行してきた際に達成された進展と遭遇した問題点についての報告を含め、これにより2つの条約の対象が互いに補完的であることを記録するよう要請する。

決議VI. 10 地球環境ファシリティー(基金)とその実施機関－世界銀行、国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)－との協力

1. 1995年に採択された「地球環境ファシリティー(GEF)」の実行戦略の4つの主要分野が、生物多様性、気候変動、国際的な水環境、そしてオゾン層の減少であり、最初の3分野が湿地に直接関わるものであることを記録し、
 2. 地球環境ファシリティーの実行戦略で国際的な水環境に関わる章が、ラムサール条約との協力の可能性に言及していることを歓迎し、他の3分野とは対象的に、地球環境ファシリティー戦略によって定義される国際的な水環境を特別な対象とする地球規模の条約がないことを記録し、
 3. 途上国と経済が移行段階にある国々が、ラムサール条約履行のため資金を得る必要があることを認識し、そのためそういった資金を求める国々を支援するためにGEFや他の援助機関との連絡が主要業務となる開発援助担当官をラムサール事務局に設けるという原則を歓迎し、
 4. ラムサール事務局によってすでに確立された、地球環境ファシリティー事務局やその実施機関である世界銀行、国連開発計画、国連環境計画との結びつきを歓迎し、
 5. ラムサール事務局に「プロジェクトのスクリーニング、開発、評価に関わる多国間援助機関、特に地球環境ファシリティーのパートナーの世界銀行、国連開発計画、国連環境計画と緊密に業務を行う関係を維持」することを求める、ラムサール条約の1997-2002年戦略計画の行動7. 4. 3に言及し、
 6. 今回の会議の分科会Cでのラムサールと地球環境ファシリティー実施機関の協力に関する議論を考慮し、
 7. 分科会Cの中で表明された地球環境ファシリティーがその関連主要分野において対象となる締約国によって提出される湿地の保全と賢明な利用に関連したプロジェクトに資金を拠出する意志のあることを承認をもって記録し、
- 締約国会議は、
8. 地球環境ファシリティー事務局と地球環境ファシリティーの実施機関である世界銀行、国連開発銀行、国連環境計画と現在進めている協力をさらに拡大充実させることをラムサール事務局に指示する。
 9. 常設委員会の指導の下、ラムサール科学技術検討委員会(STRP)が地球環境ファシリティーの科学技術顧問委員会(STAP)と情報を交換し協力を進め、その結果を常設委員会を通じて締約国会議に報告することを